

## 第2 政策の概要

### 1 食育基本法及び関連施策

#### (1) 食育基本法制定以前の取組

食育基本法が制定される以前にも、食育を推進するため、図表1のとおり、文部科学省、厚生労働省、農林水産省及び食品安全委員会が中心となって、様々な取組が進められていた。また、地方公共団体及び民間団体においても、自発的な取組が行われていた。

図表1 食育基本法制定以前の取組

取組主体	主な取組内容
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校における食育の推進               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校における指導体制の整備（栄養教諭制度（平成17年4月））</li> <li>・ 教職員等への啓発（食に関する指導シンポジウムの開催）</li> <li>・ 教職員の指導力の向上（食に関する指導参考資料の作成、研修会の開催）</li> <li>・ 食に関する学習教材の充実（食生活学習教材の作成）</li> <li>・ 学校給食の充実（米飯給食、地産地消の推進）</li> </ul> </li> <li>○ 家庭における食育の推進（家庭教育手帳の作成）</li> <li>○ 学校、家庭及び地域が連携した食育の推進（学校を中心とした食育推進事業）</li> </ul>
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会全体で健康な食生活を実践する体制づくりの形成               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「健康日本21」（栄養・食生活）の目標達成の推進</li> <li>・ 「食生活指針」の普及・定着</li> <li>・ 「食事バランスガイド」の活用と普及啓発（農林水産省と連携）</li> <li>・ 食生活改善普及運動の推進</li> </ul> </li> <li>○ 一人ひとりの健康・栄養状態に対応したきめ細かな「栄養・食生活」改善の実現               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 糖尿病予防のための栄養・運動指導マニュアルの策定</li> <li>・ 健診後の事後指導など個別栄養指導の徹底</li> <li>・ 管理栄養士等の資質の向上とその活用の推進</li> </ul> </li> <li>○ 科学的根拠に基づいた施策の推進</li> </ul>
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 全国的な食育活動の展開               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「食事バランスガイド」の普及活用（厚生労働省と連携）</li> <li>・ 「食を考える月間」（毎年1月に食育に関するイベントを開催）</li> <li>・ 食育推進体制の整備（民間の食育活動団体を支援）</li> <li>・ 手法の高度化（食品産業でのモデル事業の実施）</li> </ul> </li> <li>○ 地域の特性を活かした活動の支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育推進ボランティアを中心とした地域の食育活動を支援</li> <li>・ 地域の食材について消費者と生産者の意見交換の場づくりの支援</li> <li>・ 食に関する様々な体験を通じて食に関する理解を促進する取組を支援</li> </ul> </li> </ul>
食品安全委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 食品健康影響評価に関する意見交換会等の実施</li> <li>○ 食品の安全性に関する情報の提供</li> <li>○ リスク分析に基づく食品安全行政</li> </ul>
地方公共団体 及び民間団体	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「朝ごはん条例」や「食のまちづくり条例」の制定</li> <li>○ 教育、保育、保健、農林漁業、食品、料理、ボランティア等の関係団体による多種多様な取組</li> </ul>

(注) 「食育の推進に向けて」（内閣府）等に基づき当省が作成した。

## (2) 食育基本法の制定

食育基本法は、平成17年7月に施行された。食育基本法が制定された背景は、同法の前文に、「食」を大切にする心の欠如、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、肥満や生活習慣病（がん、糖尿病など）の増加、過度の痩身志向、「食」の安全上の問題の発生、「食」の海外への依存、伝統ある食文化の喪失とされている。

また、食育基本法は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、その基本理念を、以下のとおり定めている。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成（第2条）
- ② 食に関する感謝の念と理解（第3条）
- ③ 食育推進運動の展開（第4条）
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割（第5条）
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践（第6条）
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献（第7条）
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割（第8条）

### （参考）食育基本法前文（抜粋）

社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

## (3) 食育の推進体制

国は、食育の基本理念にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を、地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の特性を生かした自主的な施策を策定し実施する責務を有している（食育基本法第9条及び第10条）。

そのため、国は「食育推進基本計画」を作成するものとされている（同法第16条）。

また、内閣府は、食育推進会議の庶務を含め、食育の推進を図るための基本的な施策に関する企画、立案、総合調整の事務を担っており、食品安全委員会、消費者庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各省庁と連携を図り、政府として一体的に食育の推進に取り組んでいる。

一方、都道府県は「都道府県食育推進計画」を、市町村は「市町村食育推進計画」をそれぞれ作成するよう努めなければならないとされている（同法第17条及び第18条）。

加えて、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等及び国民は、食育の推進に積極的に努めるとともに、食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとされている（同法第11条～第13条）。

#### (4) 第1次食育推進基本計画

食育推進会議は、食育基本法第16条第1項に基づき、平成18年3月、平成18年度から22年度までの5年間の計画期間とする「食育推進基本計画」（以下「第1次基本計画」という。）を作成した。

第1次基本計画では、以下のとおり、7の基本的な方針、9の目標及び7の総合的な促進に関する事項が定められた。

##### ア 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

第1次基本計画では、食育の推進に関する施策についての基本的な方針として、次の7つが定められた。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

##### イ 食育の推進に関する目標

第1次基本計画では、食育を国民運動として推進するためには、国や地方公共団体をはじめ多くの関係者の理解の下、共通の目標を掲げ、その達成を目指して協力して取り組むことが有効であること、また、より効果的で実効性のある施策を展開していく上で、その成果や達成度を客観的な指標により把握できるようにすることが必要であるとの考え方から、9の目標を設定するとともに、その達成度合いを測るために12の目標値が設定された。

目標値及びその達成状況は、図表2のとおりであり、12目標値のうち、目標を達成したものは3目標値である（図表中⑤の内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合、⑥の食育の推進に関わるボランティアの数及び⑨ i）の推進計画を作成・実施している都道府県の割合）。

目標の達成には至らなかったものの基準値と比較して数値が改善したものは5目標値である（図表中①の食育に関心を持っている国民の割合、② i）の朝食を欠食する子どもの割合、③の学校給食における地場産物を使用する割合、⑦の教育ファームの取組がなされている市町村の割合及び⑨ ii）の推進計画を作成・実施

している市町村の割合)。

基準値と比較して数値が悪化したものは4目標値である(図表中②ii)並びにiii)の朝食を欠食する20歳代及び30歳代男性の割合、④の「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合及び⑧の食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合)。

図表2 第1次基本計画における目標及びその達成状況

目 標	基準値 (平成17年度)	目標値 (22年度)	実績値 (22年度)
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	69.8%	90%以上	70.5%
② 朝食を欠食する国民の割合の減少	i) 子ども:4.1% ii) 20歳代男性:29.5% iii) 30歳代男性:23.0%	i) 0% ii) 15%以下 iii) 15%以下	i) 1.6% ii) 33.0% iii) 29.2%
③ 学校給食における地場産物を使用する割合の増加	21.2%	30%以上	26.1%
④ 「食事バランスガイド」等を参考に食生活を送っている国民の割合の増加	58.8%	60%以上	50.2%
⑤ 内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)を認知している国民の割合の増加	77.3%	80%以上	89.4%
⑥ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	28万人	現状値の20%以上増加	34.5万人 (23%増)
⑦ 教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加	0.4%	60%以上	31.7%
⑧ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	45.7%	60%以上	37.4%
⑨ 推進計画を作成・実施している都道府県及び市町村の割合の増加	i) 都道府県:— ii) 市町村:—	i) 100% ii) 50%以上	i) 100% ii) 40.0%

(注) 内閣府の資料に基づき当省が作成した。

## ウ 食育の総合的な促進に関する事項

第1次基本計画では、食育を総合的に促進するため、図表3のとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策を示している。

図表3 第1次基本計画に示されている施策

事 項	取り組むべき施策
① 家庭における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活リズムの向上</li> <li>子どもの肥満予防の推進</li> <li>望ましい食習慣や知識の習得</li> <li>妊産婦や乳幼児に関する栄養指導</li> <li>栄養教諭を中核とした取組</li> <li>青少年及びその保護者に対する食育推進</li> </ul>
② 学校、保育所等における食育	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導体制の充実</li> <li>子どもへの指導内容の充実</li> </ul>

事 項	取り組むべき施策
の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校給食の充実</li> <li>・ 食育を通じた健康状態の改善等の推進</li> <li>・ 保育所での食育推進</li> </ul>
③ 地域における食生活の改善のための取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 栄養バランスが優れた「日本型食生活」の実践</li> <li>・ 「食生活指針」や「食事バランスガイド」の活用促進</li> <li>・ 専門的知識を有する人材の養成・活用</li> <li>・ 健康づくりや医学教育等における食育推進</li> <li>・ 食品関連事業者等による食育推進</li> </ul>
④ 食育推進運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育月間の設定・実施</li> <li>・ 継続的な食育推進運動</li> <li>・ 各種団体等との連携・協力体制の確立</li> <li>・ 民間の取組等に対する表彰の実施</li> <li>・ 国民運動に資する調査研究と情報提供</li> <li>・ 食育に関する国民の理解の増進</li> <li>・ ボランティア活動への支援</li> </ul>
⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進</li> <li>・ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供</li> <li>・ 農林漁業者等による食育推進</li> <li>・ 地産地消の推進</li> <li>・ バイオマス利用と食品リサイクルの推進</li> </ul>
⑥ 食文化の継承のための活動への支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動等における取組</li> <li>・ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入やイベントの活用</li> <li>・ 専門調理師等の活用における取組</li> <li>・ 関連情報の収集と発信</li> <li>・ 知的財産立国への取組と連携</li> </ul>
⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リスクコミュニケーションの充実</li> <li>・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供</li> <li>・ 基礎的な調査・研究等の実施</li> <li>・ 食品情報に関する制度の普及啓発</li> <li>・ 地方公共団体等における取組の促進</li> <li>・ 食育の海外展開と海外調査の推進</li> <li>・ 国際的な情報交換等</li> </ul>

(注) 第1次基本計画に基づき当省が作成した。

#### (5) 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度

食育基本法第14条において、政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないとされている。

食育基本法の制定後に、各府省が講じた食育の推進に関する制度のうち、主なものは、図表4のとおりである。

図表4 食育基本法制定後に講じられた食育の推進に関する主な制度

時 期	事 項
平成20年3月	小学校及び中学校の学習指導要領の改訂 幼稚園教育要領の改訂 保育所保育指針の改定
20年4月	特定健康診査・特定保健指導（いわゆる「メタボ健診」）の開始
20年6月	学校給食法の改正
21年3月	高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改訂
23年3月	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農 林水産物の利用促進に関する法律の施行

(注) 食育白書等に基づき当省が作成した。

#### ア 学校、保育所等における食育の推進に関する主な制度

平成19年度から21年度にかけて、学校給食法（昭和29年法律第160号）、学習指導要領、幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改正され、食育の推進が制度上明確に位置付けられ、食育を教育の課程又は保育の一環に組み込むための措置が講じられた。

人格形成期にある多数の幼児及び児童生徒を対象に、食育を計画的に進めるための制度が整えられたことは、食育の効果を広範かつ持続的に発現させる上で重要である。

##### (7) 学校給食法の改正

平成20年6月の学校給食法の改正（21年4月施行）では、目的規定に「学校における食育の推進」が明確に位置付けられ、栄養教諭が学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うこと及び校長が食に関する指導の全体的な計画を作成することが規定された。

文部科学省は、学校給食法の改正及び学習指導要領の改訂（後述(イ)参照）を踏まえ、平成22年3月、「食に関する指導の手引き」を改訂している。

なお、平成25年5月現在、約3万校の小学校及び中学校で、約950万人の児童生徒（全体の92.9%）が給食を受けている。

##### (イ) 学習指導要領等の改訂

文部科学省は、平成20年3月に小学校及び中学校の学習指導要領を、21年3月に高等学校及び特別支援学校の学習指導要領を改訂し、総則に、「学校における食育の推進」を明確に位置付け、家庭科や保健体育等の関連教科における食育に関する記述を追加している。

また、平成20年3月、幼稚園教育要領を改訂し、食育に関する記述を追加している。

#### (ウ) 保育所保育指針の改定

厚生労働省は、平成20年3月に保育所保育指針を改定し、食育の推進を明確に位置付け、食育の計画の作成・評価に関する記述を追加している。

また、平成24年3月、「保育所における食事の提供ガイドライン」を策定している。

#### イ 特定健康診査・特定保健指導（いわゆる「メタボ健診」）の実施

平成20年4月から、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、生活習慣病の予防の徹底を図るため、特定健康診査・特定保健指導（いわゆる「メタボ健診」）が実施されている。

これは、国民医療費の抑制を目的とするものであり、厚生労働省は、特定保健指導参加者のメタボリックシンドローム関連疾患（高血圧症、脂質異常症及び糖尿病）の医療費は、非参加者と比べて3割以上低く、医療費が抑制できたとしている（第13回保険者による健診・保健指導等に関する検討会資料（平成26年11月））。

一方、第1次基本計画（平成18年度～22年度）では、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加」を、第2次食育推進基本計画（23年度～27年度）では、「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加」を、それぞれ目標の一つに掲げており、医療費抑制のための達成手段が同時に食育を推進するための手段となっている。

#### ウ 六次産業化・地産地消法による学校給食における地場産物使用割合の目標値

平成23年3月に、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。いわゆる「六次産業化・地産地消法」）に基づき定められた「農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針」（平成23年3月14日農林水産省告示第607号）では、目標の一つとして平成27年度までに学校給食における地場産物の使用割合を30%以上とすることを示している。これは、第2次食育推進基本計画の「学校給食における地場産物等を使用する割合の増加」の目標値（27年度までに30%以上）と同一の目標を掲げているものとなっている。

## 2 第2次食育推進基本計画

### (1) 第2次食育推進基本計画

現在、実施されている食育の推進に関する施策は、平成23年度から27年度までの5年間を計画期間とする第2次食育推進基本計画（以下「第2次基本計画」という。）に基づいている。

第2次基本計画では、以下のとおり、3の重点課題、7の基本的な取組方針、11の目標及び7の総合的な促進に関する事項が定められている（資料1「食育の推進に

関する政策の脈絡図（イメージ）」参照）。

## ア 重点課題

第2次基本計画では、生活習慣の乱れからくる糖尿病等の生活習慣病有病者の増加、子どもの朝食欠食、家族とのコミュニケーションなしに一人で食事をとるいわゆる「孤食」が依然として見受けられること、あるいは高齢者の栄養不足等、食をめぐる諸課題への対応の必要性はむしろ増しているとの認識の下、以下のとおり、3の重点課題を定めている。

- ① 生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進
- ② 生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進
- ③ 家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進

## イ 基本的な取組方針

第2次基本計画では、以下のとおり、第1次基本計画の基本的な方針と同じ7の基本的な取組方針を定めている。

- ① 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- ② 食に関する感謝の念と理解
- ③ 食育推進運動の展開
- ④ 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- ⑤ 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- ⑥ 我が国の伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- ⑦ 食品の安全性の確保等における食育の役割

## ウ 食育の推進に関する目標

第2次基本計画では、11の目標の達成度合いを測るために13の目標値が設定されている。

その基本的な考え方は、食育推進基本計画上、「国民運動として食育を推進するにふさわしい定量的な目標値を主要な項目について設定することとし、その達成が図られるよう基本計画に基づく取組を推進するものとする」と述べられている。

11目標及び13目標値は、図表5のとおりであり、第1次基本計画から継続して設定されたものが5目標、第1次基本計画の目標を見直して設定されたものが4目標、新規に定められたものが2目標となっている。



図表5 第2次基本計画における食育の推進に関する目標

目 標	区分	設定理由	基準値 (平成22年度)	目標値 (27年度)
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	継続	食育を国民運動として推進し、成果を挙げるためには、国民一人一人が自ら実践を心掛けることが必要であるが、これにはまずより多くの国民に食育に関心を持ってもらうことが欠かせないため。	70.5%	90%以上
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	新規	家族揃って食事をする機会が様々な要因で減少しているが、家族との「共食」は、望ましい食習慣の実践や、食の楽しさを実感させ精神的な豊かさをもたらすと考えられるため。	週9回	週10回以上
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少	継続	朝食の欠食が若い世代を中心に、依然として高い状況であり、健康的な生活リズムや生活習慣を確立するため。	i) 子ども 1.6% (19年度) ii) 20～30歳代男性 28.7% (20年度)	i) 0% ii) 15%以下
④ 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加	見直し	学校給食に地場産物を使用し、食に関する指導の「生きた教材」として活用することは、地域の自然や文化、産業等に関する理解を深めるとともに、生産者の努力や、食に関する感謝の念をはぐくむ上で重要であるほか、地産地消の有効な手段であるため。 また、都道府県産の農林水産物の供給が不足している場合に、国内産の農林水産物を活用していくことも学校給食に地場産物を使用する目的に鑑みれば有効であるため、国産の食材を使用する割合を目標として追加（平成25年12月）。	i) 地場産物 26.1% (21年度) ii) 国内産 77% (24年度)	i) 30%以上 ii) 80%以上
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	継続	健全な食生活を実践するためには、国民一人一人が「何を」「どれだけ」食べたらよいかを、把握、判断し、個々人に適した食事をとることが必要であるため。	50.2% (21年度)	60%以上
⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	見直し	生活習慣病の有病者やその予備群とされる人々は、内臓脂肪型肥満やこれに伴う高血糖、高血圧又は脂質異常を重複的に発症させている傾向がみられるため。 第1次基本計画の「内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を認知している国民の割合の増加」を見直し。	41.5%	50%以上
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	新規	国民が健やかで豊かな生活を過ごすには、十分な口腔機能の発達、維持が必要であり、身体の栄養のみならず味わいや心のくつろぎにつながる食べ方に関心を持ってもらうことが重要であるため。	70.2%	80%以上

⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	継続	食育を国民運動として推進し、これを国民一人一人の食生活において実践してもらうためには、食生活の改善等のために全国各地で国民の生活に密着した活動に携わるボランティアが果たしている役割が重要であるため。	34.5万人 (21年度)	37万人以上
⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	見直し	食に関する関心や理解の増進を図るためには、農林水産物の生産に関する体験活動の機会を提供することが重要であるため。 第1次基本計画の「教育ファームの取組がなされている市町村の割合の増加」を見直し。	27%	30%以上
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	継続	健全な食生活の実践のためには、食品に関するリスクなど安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要であると考えられるため。	37.4%	90%以上
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	見直し	食育基本法が、市町村に対して、食育推進計画を作成するよう努めることを求めているため。 第1次基本計画の期間中に全ての都道府県で推進計画が作成されたため、対象を市町村のみに変更。	40%	100%

(注) 第2次基本計画に基づき当省が作成した。

## エ 食育の総合的な促進に関する事項

第2次基本計画では、食育を総合的に促進するため、図表6のとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策を示している。

これら40項目に分類された施策は、食育基本法が定める「第三章 基本的施策」の項目に沿って整理されており、11目標を達成する手段としては明確になっていない。

図表6 第2次基本計画に示されている施策

事項	取り組むべき施策
① 家庭における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの基本的な生活習慣形成</li> <li>望ましい食習慣や知識の習得</li> <li>妊産婦や乳幼児に関する栄養指導</li> <li>子ども・若者の育成支援における共食等の推進</li> </ul>
② 学校、保育所等における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>食に関する指導の充実</li> <li>学校給食の充実</li> <li>食育を通じた健康状態の改善等の推進</li> <li>保育所での食育推進</li> </ul>
③ 地域における食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養バランスが優れた日本型食生活の実践</li> <li>「食育ガイド」(仮称)等の活用促進</li> <li>専門的知識を有する人材の養成・活用</li> <li>健康づくりや医学教育等における食育推進</li> <li>生活習慣病の予防及び改善につながる食育推進</li> <li>歯科保健活動における食育推進</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者に対する食育推進</li> <li>・ 男性に対する食育推進</li> <li>・ 食品関連事業者等による食育推進</li> </ul>
④ 食育推進運動の展開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育推進運動展開における連携・協力体制の確立</li> <li>・ 食育に関する国民の理解の増進</li> <li>・ ボランティア活動等民間の取組への支援、表彰等</li> <li>・ 食育月間及び食育の日の設定・実施</li> <li>・ 運動に資する情報の提供</li> </ul>
⑤ 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市と農山漁村の共生・対流の促進</li> <li>・ 子どもを中心とした農林漁業体験活動の促進と消費者への情報提供</li> <li>・ 農山漁村コミュニティの維持再生</li> <li>・ 農林漁業者等による食育推進</li> <li>・ 地産地消の推進</li> <li>・ バイオマス利用と食品リサイクルの推進</li> </ul>
⑥ 食文化の継承のための活動への支援等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア活動等における取組</li> <li>・ 学校給食での郷土料理等の積極的な導入や行事の活用</li> <li>・ 専門調理師等の活用における取組</li> <li>・ 関連情報の収集と発信</li> </ul>
⑦ 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 世代区分等に応じた国民の取組の提示</li> <li>・ 基礎的な調査・研究等の実施及び情報の提供</li> <li>・ リスクコミュニケーションの充実</li> <li>・ 食品の安全性や栄養等に関する情報提供</li> <li>・ 食品表示の適正化の推進</li> <li>・ 地方公共団体等における取組の促進</li> <li>・ 食育の海外展開と海外調査の推進</li> <li>・ 国際的な情報交換等</li> </ul>

(注) 第2次基本計画に基づき当省が作成した。

## (2) 食育に関連する事務事業

第2次基本計画では、上記(1)エのとおり、国が取り組むとともに、地方公共団体等が推進に努めるべき40項目に分類された施策が示されているが、これに基づき実施されている個々の事務事業については、目標との対応関係を一覧できる形でリスト化されていない。

そのため、当省が、各府省の食育に関連する事務事業の実施状況を調査したところ、図表7のとおり、平成23年度から25年度までの間に145事務事業が実施されていた。その主な内訳は、内閣府13、文部科学省23、厚生労働省18、農林水産省35、外務省44等である。

図表7 関係府省における食育関連事務事業

府省名	事務事業数	主な事務事業
内閣府	13	<ul style="list-style-type: none"> <li>食育ガイドのホームページ掲載</li> <li>食育推進ボランティアの表彰</li> <li>食育月間の周知</li> <li>食育推進全国大会の開催</li> <li>食育推進事例の情報収集・提供</li> </ul>
文部科学省	23	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の生活習慣づくり支援事業（早寝早起き朝ごはん運動の推進）</li> <li>栄養教諭を中核とした食育推進事業</li> <li>食生活学習教材の作成・配布</li> <li>学校給食における地場産物の活用促進事業等</li> </ul>
厚生労働省	18	<ul style="list-style-type: none"> <li>「食事バランスガイド」（農林水産省と共同作成）、妊産婦のための食生活指針、保育所保育指針等の周知・啓発</li> <li>管理栄養士等の人材養成</li> <li>糖尿病予防戦略事業</li> <li>8020運動推進特別事業</li> </ul>
農林水産省	35	<ul style="list-style-type: none"> <li>消費・安全対策交付金（教育ファーム、地域における日本型食生活の普及促進を支援）</li> <li>食育活動の全国展開委託事業</li> <li>食材提供の場を活用した食育実践活動事業</li> <li>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、都市農村共生・対流総合対策交付金（子ども農山漁村交流プロジェクト）</li> </ul>
消費者庁	7	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全に関するリスクコミュニケーション等</li> </ul>
食品安全委員会	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>食の安全に関するリスクコミュニケーション</li> </ul>
総務省	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども農山漁村交流プロジェクト（文部科学省及び農林水産省との連携事業）</li> </ul>
法務省	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>少年院における食育指導</li> </ul>
外務省	44	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報誌や映像を用いた日本の食文化の紹介、在外公館文化事業等</li> </ul>
環境省	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>食品廃棄物の発生抑制取組事例の紹介等</li> </ul>
合計	145	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表の事務事業は平成23年度から25年度までの間に実施されていたものであり、その後終了したものを含んでいる。

これら145事務事業のうち、各府省が、11目標との対応関係があると考えているものは99事務事業、目標との対応関係はないが食育の推進に資すると考えているものは46事務事業である。

また、目標と事務事業の関係は、図表8のとおり、1目標が多数の事務事業に対応していると同時に、図表9のとおり、目標との対応関係がある99事務事業の3割近くが多数の目標に対応している「多対多」の関係になっている。

図表8 第2次基本計画の各目標に対応する事務事業数

目 標	左の目標に対応する事務事業数
① 食育に関心を持っている国民の割合の増加	52
② 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加	18
③ 朝食を欠食する国民の割合の減少	28
④ 学校給食における地場産物等を使用する割合の増加	25
⑤ 栄養バランス等に配慮した食生活を送っている国民の割合の増加	33
⑥ 内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の予防や改善のための適切な食事、運動等を継続的に実践している国民の割合の増加	19
⑦ よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある国民の割合の増加	20
⑧ 食育の推進に関わるボランティアの数の増加	13
⑨ 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加	23
⑩ 食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合の増加	23
⑪ 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加	10
※ 目標との対応関係なし	46

(注) 当省の調査結果による。

図表9 食育関連事務事業が対応している第2次基本計画の目標の数

1事務事業が対応している目標の数	左の事務事業数
11目標	9
10目標	3
8目標	1
6目標	1
5目標	1
4目標	4
3目標	10
1目標	70 (71%)
※目標との対応関係なし	46 (—)

(注) 当省の調査結果による。

### 3 食育に関連する予算の推移

平成18年度から26年度までの内数予算(その予算の中に食育の推進に関する事業が含まれてはいるものの、予算額が特定できないもの)を除いた食育関連予算の推移は、図表10のとおりであり、予算額の特定できる施策については、平成20年度の122.7億円をピークに予算額は減少し、26年度には15.1億円となっている。

図表10 食育関連予算の推移

(単位：億円)

事 項	平成18年度	19	20	21	22	23	24	25	26
①家庭	3.7	4.4	3.3	2.7	1.0	0.5	0.3	0.4	0.3
②学校、保育所	8.2	10.8	13.8	15.2	3.3	2.8	2.3	2.3	2.9
③地域	45.7	44.6	34.4	34.2	12.6	7.0	6.9	8.3	5.5
④食育推進運動	1.8	1.8	19.6	20.8	13.1	13.7	8.0	1.5	1.5
⑤生産者・消費者	26.3	47.8	46.7	27.6	12.6	3.6	0	0.1	4.2
⑥食品の安全性	2.3	3.5	5.2	4.7	2.1	1.6	0.9	0.8	0.7
合計	88.0	112.8	122.7	105.2	44.7	29.1	18.5	13.3	15.1
(参考) 内数予算	442.2	450.4	468.8	372.3	415.8	283.8	440.2	457.8	364.4

- (注) 1 食育白書に基づき当省が作成した。  
 2 金額は四捨五入したため合計は必ずしも一致しない。  
 3 「事項」欄は、第1次基本計画及び第2次基本計画の「食育の総合的な促進に関する事項」であり、以下を略記している。また、食育の総合的な促進に関する事項のうち、「食文化の継承のための活動への支援等」は、全てが内数予算（下記5参照）のため、区分していない。  
 「①家庭」：家庭における食育の推進  
 「②学校、保育所」：学校、保育所等における食育の推進  
 「③地域」：地域における食生活の改善のための取組の推進（第1次基本計画）、地域における食育の推進（第2次基本計画）  
 「④食育推進運動」：食育推進運動の展開  
 「⑤生産者・消費者」：生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等  
 「⑥食品の安全性」：食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進  
 4 食育白書では、年度によって、食育の総合的な促進に関する事項に属する施策が異なる場合、同一の施策が複数の事項に再掲されている場合があるが、本表は、平成26年度の内閣府の区分（各施策のその目的上、最も関連のある区分に掲載）に従って、各年度の施策を統一的に整理している。  
 5 「(参考) 内数予算」は、その予算の内数として食育関連の事項が含まれているものの、予算額の内訳が特定できないため、全体の予算額を参考までに記載したものである。